

別表 3 (4-7 関係)

審査の実施の方法

検査の種別	審査の実施方法																				
<p>新規検査又は予備検査</p>	<p>1 構造に関する審査</p> <p>次に掲げる事項について、3次元測定・画像取得装置、車高測定機（高さに限る。）、重量計等、傾斜角度測定機等を用いて審査するものとする。</p> <p>ただし、3次元測定・画像取得装置及び車高測定機により審査できない場合、又はこれらの機器で計測することができない部位の測定には巻尺等を用いて審査する。</p> <p>この場合において、(1)、(3)（車両重量に限る。）及び(4)に掲げる事項以外の事項については、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により審査することができる。</p> <p>ただし、完成検査終了証の発行後9月を経過した型式指定自動車、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の提示がある自動車については、(1)、(3)（車両重量に限る。）及び(4)に掲げる事項についても、同様とする。</p> <p>(1) 長さ、幅及び高さ (2) 最低地上高 (3) 車両重量及び車両総重量 (4) 車輪にかかる荷重 (5) 車輪にかかる荷重の車両重量及び車両総重量に対する割合 (6) 最大安定傾斜角度 (7) 最小回転半径 (8) 接地部及び接地圧</p> <p>2 装置に関する審査（その1）</p> <p>次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて審査するものとする。</p> <p>この場合において、(1)、(2)及び(10)に掲げる事項については、当該器具を用いて審査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、(3)、(6)、(8)及び(9)に掲げる事項については、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ審査することができる。</p> <table border="1" data-bbox="414 1288 1385 1720"> <tbody> <tr> <td>(1) かじ取車輪の整列状態</td> <td>サイドスリップ・テスタ</td> </tr> <tr> <td>(2) 制動装置の性能及び制動能力</td> <td>ブレーキ・テスタ</td> </tr> <tr> <td>(3) 自動車が発する騒音の大きさ</td> <td>騒音計等</td> </tr> <tr> <td>(4) 自動車から排出される一酸化炭素の濃度</td> <td>一酸化炭素測定器</td> </tr> <tr> <td>(5) 自動車から排出される炭化水素の濃度</td> <td>炭化水素測定器</td> </tr> <tr> <td>(6) 自動車から排出される排出物の黒煙による汚染度</td> <td>黒煙測定器</td> </tr> <tr> <td>(7) 自動車から排出される排出物の粒子状物質による汚染度</td> <td>オパシメータ</td> </tr> <tr> <td>(8) 前照灯の明るさ及び主光軸の向き</td> <td>前照灯試験機</td> </tr> <tr> <td>(9) 警音器の音の大きさ</td> <td>騒音計等</td> </tr> <tr> <td>(10) 速度計の指度の誤差</td> <td>速度計試験機</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 装置に関する審査（その2）</p> <p>次に掲げる装置について、亀裂、がた、取付けの緩みの有無等を検査用ハンマ等を用いて審査するものとする。</p> <p>この場合において、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により審査することができる。</p> <p>(1) 動力伝達装置 (2) 走行装置 (3) 操縦装置 (4) 制動装置</p>	(1) かじ取車輪の整列状態	サイドスリップ・テスタ	(2) 制動装置の性能及び制動能力	ブレーキ・テスタ	(3) 自動車が発する騒音の大きさ	騒音計等	(4) 自動車から排出される一酸化炭素の濃度	一酸化炭素測定器	(5) 自動車から排出される炭化水素の濃度	炭化水素測定器	(6) 自動車から排出される排出物の黒煙による汚染度	黒煙測定器	(7) 自動車から排出される排出物の粒子状物質による汚染度	オパシメータ	(8) 前照灯の明るさ及び主光軸の向き	前照灯試験機	(9) 警音器の音の大きさ	騒音計等	(10) 速度計の指度の誤差	速度計試験機
(1) かじ取車輪の整列状態	サイドスリップ・テスタ																				
(2) 制動装置の性能及び制動能力	ブレーキ・テスタ																				
(3) 自動車が発する騒音の大きさ	騒音計等																				
(4) 自動車から排出される一酸化炭素の濃度	一酸化炭素測定器																				
(5) 自動車から排出される炭化水素の濃度	炭化水素測定器																				
(6) 自動車から排出される排出物の黒煙による汚染度	黒煙測定器																				
(7) 自動車から排出される排出物の粒子状物質による汚染度	オパシメータ																				
(8) 前照灯の明るさ及び主光軸の向き	前照灯試験機																				
(9) 警音器の音の大きさ	騒音計等																				
(10) 速度計の指度の誤差	速度計試験機																				

	<p>(5) 緩衝装置</p> <p>(6) 燃料装置</p> <p>(7) 車枠及び車体</p> <p>(8) 連結装置</p> <p>(9) 物品積載装置</p> <p>(10) 内圧容器及びその附属装置</p> <p>4 装置に関する審査（その3）</p> <p>次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により審査するものとする。</p> <p>(1) 原動機</p> <p>(2) 電気装置</p> <p>(3) 乗車装置</p> <p>(4) 前面ガラスその他の窓ガラス</p> <p>(5) 騒音防止装置</p> <p>(6) ばい煙等の発散防止装置</p> <p>(7) 灯火装置及び反射器</p> <p>(8) 警報装置</p> <p>(9) 指示装置</p> <p>(10) 視野を確保する装置</p> <p>(11) 走行距離計その他の計器</p> <p>(12) 防火装置</p> <p>(13) 運行記録計</p> <p>(14) 速度表示装置</p> <p>5 乗車定員又は最大積載量の算定</p> <p>次に掲げる構造に関する事項及び装置についての審査の結果に基づき、乗車定員又は最大積載量を算定するものとする。</p> <p>(1) 構造に関する事項</p> <p style="padding-left: 20px;">1の(2)から(6)まで及び(8)に掲げる事項</p> <p>(2) 装置</p> <p style="padding-left: 20px;">3の(1)から(5)まで及び(7)から(9)までに掲げる装置並びに4の(1)及び(3)に掲げる装置</p> <p>6 完成検査終了証又は出荷検査証がある自動車の審査</p> <p>型式指定自動車及び多仕様自動車は、次に掲げる全ての要件を満足するものについては、2（多仕様自動車であって、(1)から(10)までに掲げる事項について当該器具を用いて審査する装置が多仕様自動車として認証を受けた範囲に含まれているものに限る。）、3（多仕様自動車は(9)を除く。）、4(5)及び4(6)の審査を提出書面の審査に代えるものとする。</p> <p>ただし、提出のあった書面又は当該自動車の構造・装置の内容に疑義が生じ、審査を代えることが妥当ではないと判断する場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 型式指定自動車</p> <p style="padding-left: 20px;">① 完成検査終了証（発行後9月を経過しないものに限る。）があること</p> <p style="padding-left: 20px;">② 当該自動車に係る構造・装置について変更がないこと（諸元表に記載される事項に変更のない軽微な装置の変更を除く。）</p> <p style="padding-left: 20px;">③ 新規検査等届出書の「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄に○印が付されていること（被牽引自動車を除く。）</p> <p>(2) 多仕様自動車</p> <p style="padding-left: 20px;">① 出荷検査証（発行後11月を経過しないものに限る。）があること</p> <p style="padding-left: 20px;">② 当該自動車の別記様式の表中に記載されている項目のうち、「16 かじ取り装置」、「21 制動装置（貨物）」、「22 制動装置（乗用）」、「75 騒音」、「77 排出ガス」、「78 排出ガス」、「85 前照灯」、「118 警音器の音圧」及び「130 速度計」に○印が付されている装置に変更がないこと。</p> <p style="padding-left: 20px;">③ 新規検査等届出書の「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄に○印が付されていること（被牽引自動車を除く。）</p>
--	--

	<p>7 並行輸入自動車の審査（専用の諸元測定コースを有する事務所に限る。）</p> <p>新たに運行の用に供しようとする初めての検査を行う並行輸入自動車については、1 から 5 までに規定する審査を専用の諸元測定コースにおいて実施するものとする。</p> <p>ただし、検査担当者がこれ以外の場所での実施が適当と判断する場合は、この限りでない。</p>
継続検査	<p>1 構造に関する審査（その 1）</p> <p>次に掲げる事項が当該自動車検査証の記載事項と同一であるかどうかを視認その他適切な方法により審査するものとする。</p> <p>(1) 長さ、幅及び高さ</p> <p>(2) 車両重量及び車両総重量</p> <p>2 構造に関する審査（その 2）</p> <p>次に掲げる事項について、視認その他適切な方法により審査するものとする。</p> <p>(1) 最低地上高</p> <p>(2) 最大安定傾斜角度</p> <p>(3) 最小回転半径</p> <p>3 装置に関する審査</p> <p>新規検査及び予備検査に係る審査の実施の方法に準じて審査するものとする。</p>
臨時検査又は構造等変更検査	<p>1 道路運送車両の保安基準に適合していないおそれがあると認められる部分について、新規検査及び予備検査に係る審査の実施方法に準じて審査するものとする。</p> <p>2 前号の審査のほか、継続検査に係る審査の実施の方法に準じて審査するものとする。</p>